

下水道事業に係る国庫補助の堅持に関する意見書（案）

下水道事業の主要施策は多岐にわたり、その重要性から取組の強化が求められている。特に、近年多発している局地的集中豪雨や、今後発生することが危惧される首都直下地震などに対応するため、災害に強い下水道の構築は急務となっている。

また、法定耐用年数50年を超えた下水道管きよの延長は既に1,800キロメートルに達し、今後、高度経済成長期以降に整備した膨大な量の下水道施設が一斉に耐用年数を迎えることから、施設の老朽化対策も計画的に実施していく必要がある。住民の安全を守り、安心して快適な生活を支えるための浸水対策や震災対策、老朽化対策等は大都市共通の課題となっている。

下水道は、極めて公共性の高い社会資本であり、その国庫補助金は、地方財政法上、国が義務的に支出する負担金として整理されている。下水道事業を実施する地方公共団体は、閣議了解で恒久化された補助率の下での国庫補助を前提として下水道の管理運営を行っているが、国が下水道事業における国庫補助制度を見直し、受益者負担を引き上げる検討を始めたという報道がある。

首都東京は、政治、経済、文化、情報等あらゆる面で極めて重要かつ高度な機能が集積し、都民の暮らしの向上のみならず、我が国の発展に重要な役割を担っている。そのためには、都市インフラとしての下水道サービスの継続的かつ安定的な提供は不可欠であり、国の果たす役割は大きい。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、都及び下水道使用者の負担を増加させることなく下水道事業を継続的かつ計画的に遂行するために、現行の国庫補助を堅持するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月 日

東京都議会議長 尾崎 大介

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣

} 宛て